○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
鹿児島紡績所技師館（異人館）	昭和三十四年文化財保護委員会告示第六号	鹿児島県鹿児島市吉野町	九六八五番一〇のうち実測五一・〇六平方メートル、九六八五番一五のうち実測一四八・七二平方メートル、九六八五番一一、九六八五番三二、九六八五番三〇、九六八五番二四、九六八五番二三、九六八五番二六、九六八五番三一、九六八五番三三のうち実測六九一・九〇平方メートル、九六八五番五六、九六八五番五七、九六八五番六一、九六八六番一、九六八六番二、九六八六番一のうち実測三八二・四一平方メートル、九六八六番八、九六八六番一八、九六八六番一六、九六八六番二四、九六八六番一七、九六八六番二五、九六八六番二六、九六八六番二八、九六八六番二七のうち実測九二・五平方メートル	鹿児島紡績所跡

備考　一筆の土地及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を石川県教育委員会及び能美市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
北黄金貝塚	昭和六十二年文部省告示第百四十号及び平成八年文部省告示第百二十三号	北海道伊達市北黄金町	四九番一〇、四九番二一、四九番二二、四九番四一、四九番四二、四九番四三、四九番四四、四九番四五、四九番四六、四九番四七、四九番四八、四九番四九、四九番五〇のうち実測三三〇・七二平方メートル、七五番三一のうち実測八七三・七・八〇平方メートル、七五番四〇、七五番四一、七五番四二、七五番四三、七五番五三、七五番五四、七五番五五、七五番五六、七五番五七のうち実測三二五・三三平方メートル、七五番五九のうち実測一五七・九〇平方メートル、七五番七三、七五番九九 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び伊達市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
松前氏城跡福山城跡館城跡	昭和十年文部省告示第二百十五号、平成八年文部省告示第四十三号、平成十四年文部科学省告示第百八十三号及び平成十八年文部科学省告示第百十八号	北海道檜山郡厚沢部町字城丘 同　松前郡松前町字神明	一二〇番二、一二一番一、一二二番一、一二三番一、一三九番のうち実測六七五・九八平方メートル、一七九番一、一八二番三、一八三番四、一九二番一、一九三番一、一九四番三、一九五番一のうち実測一五四七一・八〇〇番一のうち実測五五九・二三平方メートル、三〇〇番二のうち実測四六三・二六平方メートルを含む。 備考　一筆の土地、道路敷及び河川敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会、厚沢部町教育委員会及び松前町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
鹿児島紡績所技師館（異人館）	昭和三十四年文化財保護委員会告示第六号	鹿児島県鹿児島市吉野町	九六八五番一〇のうち実測五一・〇六平方メートル、九六八五番一五のうち実測一四八・七二平方メートル、九六八五番一一、九六八五番三二、九六八五番三〇、九六八五番二四、九六八五番二三、九六八五番二六、九六八五番三一、九六八五番三三のうち実測六九一・九〇平方メートル、九六八五番五六、九六八五番五七、九六八五番六一、九六八六番一、九六八六番二、九六八六番一のうち実測三八二・四一平方メートル、九六八六番八、九六八六番一八、九六八六番一六、九六八六番二四、九六八六番一七、九六八六番二五、九六八六番二六、九六八六番二八、九六八六番二七のうち実測九二・五平方メートル	鹿児島紡績所跡

備考　一筆の土地及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鹿児島県教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
北黄金貝塚	昭和六十二年文部省告示第百四十号及び平成八年文部省告示第百二十三号	北海道伊達市北黄金町	四九番一〇、四九番二一、四九番二二、四九番四一、四九番四二、四九番四三、四九番四四、四九番四五、四九番四六、四九番四七、四九番四八、四九番四九、四九番五〇のうち実測三三〇・七二平方メートル、七五番三一のうち実測八七三・七・八〇平方メートル、七五番四〇、七五番四一、七五番四二、七五番四三、七五番五三、七五番五四、七五番五五、七五番五六、七五番五七のうち実測三二五・三三平方メートル、七五番五九のうち実測一五七・九〇平方メートル、七五番七三、七五番九九 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び伊達市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
松前氏城跡福山城跡館城跡	昭和十年文部省告示第二百十五号、平成八年文部省告示第四十三号、平成十四年文部科学省告示第百八十三号及び平成十八年文部科学省告示第百十八号	北海道檜山郡厚沢部町字城丘 同　松前郡松前町字神明	一二〇番二、一二一番一、一二二番一、一二三番一、一三九番のうち実測六七五・九八平方メートル、一七九番一、一八二番三、一八三番四、一九二番一、一九三番一、一九四番三、一九五番一のうち実測一五四七一・八〇〇番一のうち実測五五九・二三平方メートル、三〇〇番二のうち実測四六三・二六平方メートルを含む。 備考　一筆の土地、道路敷及び河川敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会、厚沢部町教育委員会及び松前町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。